

1. 北海道運輸局管内造船事業者数

(令和7年10月1日現在)

造船法		小型船造船業法	造船所数数合計
許 可	届 出	登録	
造船所数	造船所数	造船所数	
8	53	27	88

(注)

- 1. 国土交通省資料による
- 2. 造船法許可事業場は、500総トン以上又は長さ50メートル以上の鋼船を製造、修繕することができる造船所
- 3. 小型船造船業登録事業場は、20総トン以上又は長さ15メートル以上の鋼船(500総トン以上又は長さ50メートル以上のものを除く。)及び木船を製造、修繕することができる造船所
- 4. 事業者数合計は、造船法及び小型船造船業法に基づいて、許可、登録、届出されている事業者の数

2. 船員法適用船舶及び船員数

(各年10月1日現在)

区 分 支局別		船 舶 所 有 者 数			船 舶 数				船 員 数			
		汽船・ その他	漁 船	計	汽 船	その他	漁 船	計	汽 船	その他	漁 船	計
本 局		27	49	76	13	43	49	105	36	255	289	580
函 館		28	81	109	27	58	87	172	566	310	163	1,039
旭 川		16	71	87	6	52	73	131	86	202	204	492
室 蘭		13	6	19	5	18	9	32	1	94	59	154
苫 小 牧		13	17	30	0	32	19	51	0	95	83	178
釧 路		27	88	115	28	37	117	182	57	251	623	931
合 計	2年	134	357	491	87	251	402	740	828	1,223	1,651	3,702
	3年	134	350	484	87	247	395	729	781	1,225	1,555	3,561
	4年	125	334	459	80	241	379	700	742	1,221	1,499	3,462
	5年	126	325	451	78	243	368	689	868	1,113	1,496	3,477
	6年	124	312	436	79	240	354	673	746	1,207	1,421	3,374

- (注) 1. 「その他」の船舶とは、官庁船、引船、はしけ、漁業取締船、台船、作業船、起重機船等をいう
2. 船員数は非雇用船員を除いたもの
3. 支局別数値は令和6年10月1日現在